a

ひまわり

あなたの不安に答える弁護士からのアドバイス

大阪弁護士会
高齢者・障害者総合支援センター

いま、あなたは…

あなたは、今、刑事さん（警察官）や検事さん（検察官）から悪いことをした（罪を犯した）のではないかと疑われています。そして、家に帰れないことになっています。

これから、あなたはどうなるのでしょうか。

弁護士って、どんなことをする人？

弁護士はあなたの味方です。
弁護士はあなたを守る人です。

わからないことは、
弁護士に聞いてください。
弁護士と話をしたいときは、
係の人に「弁護士と話がしたい。」
と伝えてください。

当番弁護士が
ただちにかけつけます。

こまったことがあれば、
何でも弁護士に相談しましょう。

これから、どうなるの？

（1）逮捕されたあとはこうなります。

逮　捕
けいさつにつかまる

取　調
刑事さんがあなたから話を聞く

取　調
検事さんがあなたから話を聞く

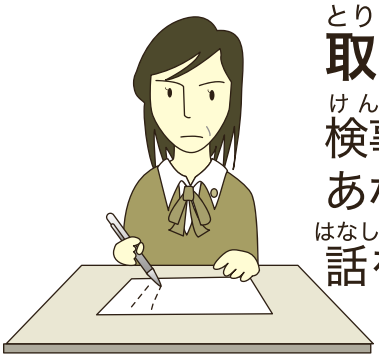

検事さんが決める

不起訴

家に帰れる

裁判になる

罰　金

お金を払う

（2）家に帰れるまでの生活

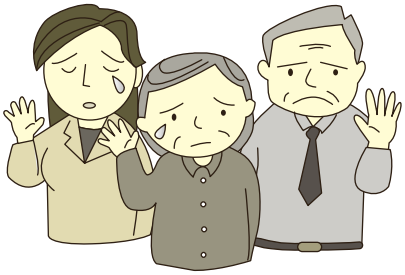

家族や恋人と
離れなくてはなりません

知らない人と一緒に生活します

仕事には通えません

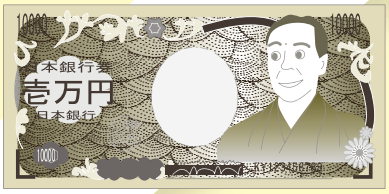

生活保護の支給が
ストップします

お酒は飲めません

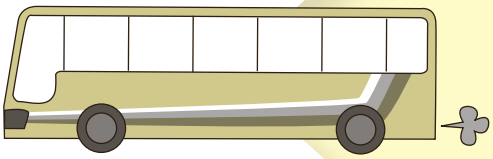

外出できません

好きな時にテレビ
が見られません

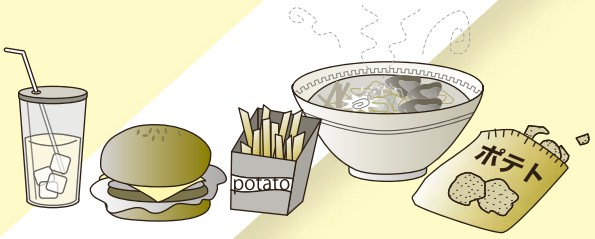

好きなものが食べられません

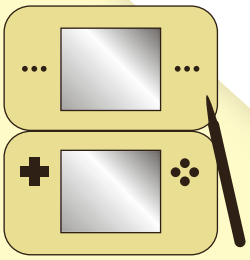

ゲームができません

Q & A

家に帰れますか？

しばらくの間、家に帰れません。

家族に会えますか？

弁護士が家族に連絡して、会いに来てもらうよう伝えます。
ただし、家族との面会が禁止されているときは、会えません。

家族に手紙を出せますか？

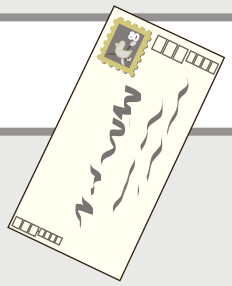

出せます。
係の人に「手紙を出したい。」と言ってください。
ただし、家族に手紙を出すことが禁止されているときは、出せません。

好きなマンガは読めますか？

家族に頼んで差し入れてもらえます。

取　調

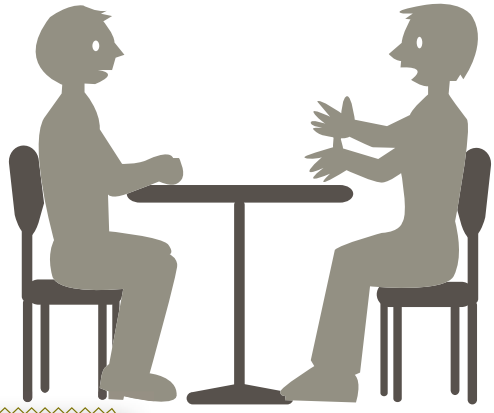

あなたが、刑事さんや検事さんからいろいろ聞かれるときに、どんなことに気をつければよいでしょうか。

「わかりません。」「覚えていません。」と言ってもかまいません。

やっていないことは、「やっていない」と言いましょう。

ずっと黙っていてもかまいません。

やっていないのに、「やった」と言ってはいけません。

あなたが話したことを、刑事さんや検事さんが紙に書きます。
刑事さんや検事さんが紙を読みます。

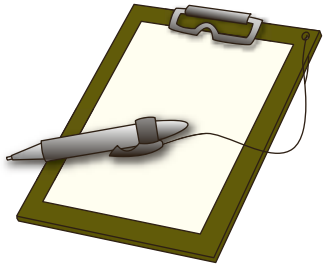

このとき、聞いていても何が書いてあるかわからなかったり、内容が難しいときは、「わからない。」と言わなくてはいけません。

紙を見せてくださいと言いましょう。

あなたが言ったことと違うことが書かれていたら、「書き直してください。」と言いましょう。

それでも、書き直してくれなかったり、内容がわからないときは、紙のうしろのところに名前を書いてはいけません。

いやなときは、名前を書いてはいけません。

来てくれた弁護士に伝えましょう。

たとえば…

- ○ こんなことで困っている。
- ○ こんなことをしてほしい。
- ○ これが欲しい。
- ○ よく眠れない。
- ○ ごはんが食べられない。
- ○ 殴られた。
- ○ 蹴られた。
- ○ ひどいことを言われた。
- ○ 刑事さんに怒鳴られた。

弁護士は秘密を守ります。
安心してなんでも話してください。

おおさかべんごしかい
大阪弁護士会

こうれいしゃ　しょうがいしゃそうごうしえん
高齢者・障害者総合支援センター

〒530-0047　おおさかしきたくにしてんま
大阪市北区西天満 1-12-5

おおさかべんごしかいかん　しみんほうりつ
大阪弁護士会館（市民法律センター）

☎06（6363）0080